

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

豊かな資源を生かした丸森型グリーンツーリズム推進計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県、宮城県伊具郡丸森町

3. 地域再生計画の区域

宮城県伊具郡丸森町の全域

4. 地域再生計画の目標

丸森町は、宮城県の最南端に位置し、面積の約70%を山林が占め、阿武隈川を中心とした豊かな自然と風土、伊達藩に関わりが深い歴史と文化に育まれたまちである。本町では、少子高齢化による過疎化が進行しており、特に若者の町外流出の抑制が課題となっている。

基幹産業は農林業であるが、担い手の高齢化や後継者不足、米価・木材価格の低迷に代表される生産環境の悪化など様々な課題を抱えている。また、豊富な自然環境により県立自然公園が多く、町内各地の地域資源や埋もれている観光資源の掘り起しが観光産業の振興に不可欠となっている。

このような状況の中、本町では「活力と交流のまちづくり」を基本理念とし、農林業を中心に生産者、行政、関係団体及び消費者が一体となった産業の創出と振興を目指し、様々な計画を進めているところである。

具体的には、体験農業による生産者と消費者との交流の促進、信頼性のある「安全・安心な食料」の提供、「丸森ブランドの創出」につなげる新しい特産物の開発及び生産者の手による直売所の拡充などを展開方向とし、観光交流を拡大していくこととしている。さらに、森林に対する意識の高揚を図るため、森づくりの活動の楽しさを町外在住者に体験してもらう「森林フィールドオーナー事業」を実施しているところである。これらの取組を中心に、地域資源を生かした「体験型観光」を本町の隅々まで展開し、「丸森型グリーンツーリズム」を推進しているところである。

また、本町では、林業を取り巻く環境の悪化や、平成14年3月の林野火災により約160haの森林が焼失したことなどから、資源の循環活用による健全な森林の育成及び優良木材の生産支援に取り組んでおり、本町の貴重な財産である自然環境及び森林の公益機能の保全に努めているところである。

これらの事業の展開にあたっては、幹線道路網の整備が急務であり、特に観光の拠点である不動尊公園周辺を中心に町内各地の観光交流施設のアクセスルートを整備し、安全・安心な観光周遊ルートの構築を図るとともに、森林の間伐・保育事業

の促進及び担い手の高齢化に対応した作業の安全確保と効率化を図るための林道整備を実施するものである。

*** 丸森型グリーンツーリズム**

阿武隈ライン舟下り、不動尊公園キャンプ場、滞在型市民農園（クラインガルテン）などに代表される「自然休養型観光」、齋理屋敷を中心とした「歴史・文化体験型観光」、それらで提供される自然や農の「学習・体験型イベント」、直売所、農家・林家レストラン、そば打ちなどを通じた町民と来訪者との「ふれあい交流」、「おもてなし」の総体。

(目標 1) 観光交流人口の増加

町内の観光客入込数 年間 49 万人 ⇒ 年間 55 万人
(平成 19 年実績) (平成 25 年目標)

(目標 2) 道路整備によるアクセス改善及び安全性の確保

不動尊公園付近のアクセス危険箇所の解消（平成 25 年度までに 2 箇所）
観光周遊ルートにおける狭隘箇所の改善（平成 25 年度までに 3 箇所）

(目標 3) 森林整備の促進

森林整備（造林及び保育）面積 年間 639ha ⇒ 年間 700ha
(平成 19 年度実績) (平成 25 年度目標)

5. 目標を達成するための事業

(5-1) 全体の概要

平成 18 年 3 月に策定した丸森町長期総合計画に掲げた「活力と交流のまちづくり」の基本理念のもとに、地域資源を生かした体験型観光の推進のために、農産物直売所のネットワーク化や棚田などにおける「体験農業」の開催等を積極的に実施するとともに、「町道大内不動線」及び「町道五福谷北山線」の集中的な整備により安全・安心な観光周遊ルートを構築する。

また、豊かな森林資源の活用と多目的機能の充実を図るため、「森林フィールドオーナー事業」を推進するとともに、未整備森林へのアクセスの改善を図るため「林道明光沢 2 号線」の開設及び「林道小塚線」の舗装整備を実施する。

また、これらの町道及び林道の一体的整備により、物流の効率化を図るとともに、国道、県道及び町道による効率的な道路ネットワークを構築する。

併せて、地域資源を生かした内発型産業を育成するために、新たな特産物の開発・販売、意欲ある起業家への支援等により「丸森ブランド」の確立を目指す。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きなどを終了している。なお、整備箇所などについては、別添の整備箇所を示した図面による。

- ①町道 大内不動線 道路法に規定する市町村道に昭和62年3月14日に認定済み。
- ②町道 五福谷北山線 道路法に規定する市町村道に昭和62年3月14日に認定済み。
- ③林道 明光沢2号線 森林法による宮城南部地域森林計画(平成17年12月策定)に路線を記載。
- ④林道 小塚線 森林法による宮城南部地域森林計画(平成17年12月策定)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・町道 (丸森町)、丸森町
- ・林道 (丸森町)、丸森町

[事業期間]

- ・町道 (平成21~25年度)
- ・林道 (平成21~25年度)

[整備量及び事業費]

- | | | | |
|---------|------------|--------------|--------------------|
| ・町道 | 2.5 km | ・林道 | 4.4 km |
| ・総事業費 | | 1,107,000 千円 | (うち交付金 553,500 千円) |
| (内訳) 町道 | 840,000 千円 | (うち交付金 | 420,000 千円) |
| 林道 | 267,000 千円 | (うち交付金 | 133,500 千円) |

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「豊かな資源を生かした丸森型グリーンツーリズム推進計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①特産物の開発・販売

丸森町農業創造センターを中心に各種団体との連携により特産物の開発やマーケティングの強化を図るとともに、アグリビジネス起業家育成講座の実施や融資のあつ旋などにより起業家を支援し、「丸森ブランド」の確立を図る。

②農地の保全・管理

耕作放棄地対策を内容とする集落協定の締結を推進し、「中山間地域等直接支払交付金」の活用などにより、中山間地域などの農地の保全・管理を推進する。

③体験型観光の推進

町外在住者を対象とした「森林フィールドオーナー制度」及び「滞在型市民農園事業」などを実施するとともに、「まるもり 水とみどりの百貨店」（ツーリズムデスクによる情報提供や直売所の開催など）による、丸森の観光、食、文化、歴史などを包括的に推進する体制を構築することにより、地域資源を生かした体験型観光を推進する。

④情報発信・交流の推進

丸森町出身者などの県内外の在住者と町とのネットワークを構築し、丸森の認知度や好感度をさらに高めるための町づくり事業として「丸森ファンネット事業」を実施し、行事（イベント）・観光・特産物の情報提供や地場産品を販売するとともに、会員からの提言を町づくりに活用していく。

⑤森林整備事業の推進

「丸森町森林整備事業計画」（平成 19 年度策定）に基づき、山林火災の被災地への植林や、間伐事業を重点的に実施するなど、計画的な森林整備（造林及び保育）を実施する。

6. 計画期間

平成 21 年度～平成 25 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、丸森町において計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、必要に応じて丸森町関係部局で、改善すべき事項の検討、達成状況の評価などを行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。